

(3) 一般質問における一問一答方式及び一括質問一括答弁方式の運用状況について（例）

7 土浦市（一問一答方式）

| | |
|-------------------|---|
| 質問の 要 旨 | <p>1 観光客誘致について (1) 土浦の滞在時間を長くし、消費喚起を促す方策について (2) 新たな観光資源との連携について</p> <p>2 市民協働のまちづくりについて (1) 市民協働の最大のものは町内会だと思うが、市はどのように捉えているのか</p> |
| 質問と 答弁の 流 れ | <p>【議員】 一括質問〔市長及び担当部長へ〕 (初回の質問時に通告したすべての項目を質問) 1(1)の質問〔市長及び担当部長〕 1(2)の質問〔市長及び担当部長〕 2(1)の質問〔市長及び担当部長〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【答弁者】 上記質問に対して一括答弁〔市長及び担当部長〕 1(1) (2) の質問に対する答弁〔A部長〕 2(1)の質問に対する答弁〔B部長〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【議員】 質問事項の要旨ごとに再質問〔市長及び担当部長〕 1(1)に対する再質問〔A部長へ〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【答弁者】 上記再質問に対する答弁〔市長及び担当部長〕 1(1)の再質問に対する答弁〔A部長〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【議員】 質問事項の要旨ごとに再質問〔市長及び担当部長〕 1(2)に対する再質問〔A部長へ〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【答弁者】 上記再質問に対する答弁〔市長及び担当部長〕 1(2)の再質問に対する答弁〔A部長〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【議員】 質問事項の要旨ごとに再質問〔市長及び担当部長〕 2(1)に対する再質問〔市長へ〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【答弁者】 上記再質問に対する答弁〔市長及び担当部長〕 2(1)の再質問に対する答弁〔市長〕</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>以降、通告した質問事項の要旨ごとに質問を行う</p> <p>※ 初回の質問時に通告したすべての項目について質問し、再質問以降は一問一答方式。(質問回数の制限はないが、答弁時間を含め 90 分以内とする質問時間の制限をしている。)</p> |
|--|---|

イ 土浦市（一括質問一括答弁方式）

| | |
|----------|--|
| 質問の要旨 | <p>1 牛久土浦バイパスの進捗状況について</p> <p>2 土浦市消防本部体制について</p> <p>(1) 消防指令系統変更による状況について</p> <p>(2) 新消防庁舎開庁後の状況について</p> <p>(3) 土浦消防署並木出張所閉所後の体制について</p> |
| 質問と答弁の流れ | <p>【議員】 1 の質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p>2 (1) の質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p>2 (2) の質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p>2 (3) の質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【答弁者】 1 の質問に対する答弁〔A部長〕</p> <p>2 (1) の質問に対する答弁〔消防長〕</p> <p>2 (2) の質問に対する答弁〔消防長〕</p> <p>2 (3) の質問に対する答弁〔消防長〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【議員】 1 の再質問〔A部長へ〕</p> <p>2 (2) の再質問〔消防長へ〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【答弁者】 1 の再質問に対する答弁〔A部長〕</p> <p>2 (2) の再質問に対する答弁〔消防長〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【議員】 2 (2) の再々質問〔消防長へ〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【答弁者】 2 (2) の再々質問に対する答弁〔消防長〕</p> <p>※ 初回の質問時に通告したすべての項目について質問し、その再質問は 2 回まで。(初回の質問を含めて質問回数は 3 回以内)</p> |

リ 一問一答方式を採用（導入）している市議会の運用状況について（例）

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>質問の 要 旨</p> <p>(石岡市参考)</p> | <p>1 ○○に対する「△△支援事業補助金」返還について</p> <p>2 各部署における職員の出勤時間、退勤時間の管理について</p> <p>(1) 管理指導は、どのように実施しているのか</p> <p>(2) 職員個人の出勤時間、退勤時間を証するものについて</p> <p>3 小・中学校の校舎外トイレについて</p> |
| <p>質問と 答弁の 流 れ</p> | <p>【議員】 1の質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p>↓</p> <p>【答弁者】 1に対する答弁〔A部長〕</p> <p>↓</p> <p>【議員】 1の再質問〔A部長へ〕</p> <p>↓</p> <p>【答弁者】 1の再質問に対する答弁〔A部長〕</p> <p>↓</p> <p>【議員】 2(1)の質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p>↓</p> <p>【答弁者】 2(1)の質問に対する答弁〔B部長〕</p> <p>↓</p> <p>【議員】 2(2)の質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p>↓</p> <p>【答弁者】 2(2)の質問に対する答弁〔B部長〕</p> <p>↓</p> <p>【議員】 2(2)の再質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p>↓</p> <p>【答弁者】 2(2)の再質問に対する答弁〔B部長〕</p> <p>↓</p> <p>【議員】 2(2)の再々質問〔市長及び担当部長へ〕</p> <p>↓</p> <p>【答弁者】 2(2)の再々質問に対する答弁〔市長〕</p> <p>↓</p> <p>【議員】 2(2)の再々再質問〔市長へ〕</p> <p>↓</p> <p>【答弁者】 2(2)の再々再質問に対する答弁〔市長〕</p> <p>以降、通告した質問事項の要旨ごとに質問を行う</p> |

(4) 質問及び答弁場所等について

| 自治体名 (質問形式) | 質問場所 | 答弁場所 | 質問時間 | 質問回数 |
|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 龍ヶ崎市 (一問一答方式) | 演壇(初回) 質問席(2回目～) | 演壇 | 90分 (質問+答弁) | 無制限 |
| 取手市 (一問一答方式) | 演壇(初回) 質問席(2回目～) | 演壇(初回) 自席(2回目～) | 60分 (質問+答弁) | 無制限 |
| 守谷市 (一問一答方式) | 質問席 | 自席 | 50分 (質問のみ) | 3回 |
| つくばみらい市 (一問一答方式) | 質問席 | 演壇 | 60分 (質問+答弁) | 3回 |
| つくば市 (一括・一問一答) | 演壇(初回) 質問席(2回目～) | 演壇(初回) 自席(2回目～) | 30分 (質問のみ) | 無制限 |
| 稲敷市 (一括・一問一答) | 演壇(初回) 質問席(2回目～) | 演壇 | 40分 (質問のみ) | 3回 |
| かすみがうら市 (一括・一問一答) | 演壇(初回) 質問席(2回目～) | 演壇(初回) 自席(2回目～) | 90分 (質問+答弁) | 無制限 |
| 土浦市 (二択制) | 演壇(初回) 質問席(2回目～) | 演壇(初回) 自席(2回目～) | ※いずれも質問答弁を含む 90分(一括) 60分(一問一答) | 3回(一括) 無制限 (一問一答) |
| 石岡市 (二択制) | 自席 | 自席 | 60分 (質問のみ) | 3回(一括) 無制限 (一問一答) |
| 牛久市 (三択制) | 質問席 | 自席 | 45分 (質問のみ) | 2回(一括) 無制限 (一問一答) |

(5) 一問一答方式の運用に関する規程等について

一問一答方式の運用について、議会基本条例や会議規則等(以下「法令等」)による明文化の有無とその条文については、次のとおりです。

| 自治体名 | 法令等(条文) |
|------|---|
| 土浦市 | — |
| 石岡市 | 石岡市議会基本条例 第8条 議員の本会議における質問等は、一括方式又は一問一答方式のどちらかを選択することができる。 |

| 自治体名 | 法令等（条文） |
|---------|---|
| 龍ヶ崎市 | 龍ヶ崎市議会基本条例 第7条 本会議における一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答による方式で行うものとする。 |
| 取手市 | 取手市議会基本条例 第7条第2項 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答の方法で行い、論点を明確にしなければならない。 取手市議会会議規則 第56条 質疑は、一問一答の方法で行う。 2 質疑の時間は、同一議員につき、同一議題について答弁時間を除き8分以内とする。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。 第63条（略） 2 質問は、論点を明確にするため、一問一答の方法で行う。 |
| 牛久市 | — |
| つくば市 | つくば市議会会議規則 （質問応答） 第63条の2 質問応答は、一問一答形式で行う。 |
| 守谷市 | — |
| 稲敷市 | — |
| かすみがうら市 | — |
| つくばみらい市 | 議会運営に関する基準（先例集） 質問回数は同一質問につき3回までとする。 |

(6) 議案質疑における一問一答方式の導入状況について

議案質疑において一問一答方式を導入している県南10市の状況は、次のとおりです。

| 導入状況 | 自治体名 |
|-----------------------------|-----------------------|
| 導入している（一問一答方式のみ） | 取手市、かすみがうら市、つくばみらい市 |
| 導入している（一括質問一括答弁か一問一答方式の選択制） | 石岡市、稲敷市 |
| 導入していない | 土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、守谷市 |

(7) 県内市議会における一問一答方式の実施状況について

(平成29年8月8日現在の県内32市)

| 実施状況 | 市数 | 構成比 (%) | 自治体名 |
|---------------------------|----|------------|--|
| 初回から一問一答方式 | 18 | 56.2 | 日立市、石岡市、龍ヶ崎市、 下妻市、常総市、北茨城市、 笠間市、取手市、牛久市、鹿嶋市、 守谷市、常陸大宮市、高萩市、 那珂市、筑西市、行方市、 つくばみらい市、小美玉市 |
| 初回は一括質問一括答弁、 再質問から一問一答 | 9 | 28.1 | 土浦市、古河市、常陸太田市、 つくば市、ひたちなか市、潮来市、 稲敷市、かすみがうら市、桜川市 |
| 初回は一括質問、答弁から 一問一答 | 2 | 6.3 | 坂東市、鉾田市 |
| 一問一答方式を導入してい ない | 3 | 9.4 | 水戸市、結城市、神栖市 |

(8) その他

高萩市議会は、議論を明確にし、分かりやすく緊張感のある質疑応答を目指すとして、一般質問に一問一答方式の導入を決めたとの新聞報道(『茨城新聞』2017年(平成29年)6月24日朝刊)が次のようにありました。

主見出し：

一般質問、一問一答に

袖見出し：

高萩市議会 執行部と対面式質疑席も

前文(原文)：

高萩市議会は6月定例会最終日の23日、議会運営委員会(吉川道隆委員長)の提案で、市議会会議規則の一部を改正し、一般質問に「一問一答方式」の導入を決めた。執行部と対面式の質疑席を新たに設け、議論を明確にし、分かりやすく緊張感のある質疑応答を目指す。9月定例会から実施する。

同市議会の一般質問はこれまで、議長席前の演壇に上がり、質問をまとめて行う一括方式で実施。会議規則や議会運営委員会の決定事項

で1人の質問は概ね1時間で回数も3回までとしていた。

執行部も各質問に一括で答弁する方式で、傍聴者にとってやりとりが分かりにくかったという。

新方式では、議員席前列中央前に質疑席を確保し、答弁席も設けた。

1回目の質問、答弁とも従来通り、演壇から行うが、2回目からは議員と執行部が対面式で議論を交わす。持ち時間を1時間とし、質問回数制限を撤廃した。

同市議会の9月定例会は、9月29日に開会し、一般質問は10月2、3日に行われる予定。